

システム障害等により取引内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について

2021年3月29日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

株式会社東京証券取引所においては、2020年10月に発生した arrowhead（現物売買システム）の障害を踏まえ、システム障害に係る「再発防止策検討協議会」（以下「協議会」といいます。）を設置して、これまでシステム障害対応やルール整備の在り方について検討が行われてきたところです。

この度、協議会での議論を踏まえ、システム障害等の影響により、当社からの取引内容の通知が正常に送信できなかった場合の取扱い等について明確化すべく、以下の見直しを行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
○ 取引が成立した場合の通知	<ul style="list-style-type: none">・ 当社は、システム障害等により、取引が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、取引の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に対して通知することを明確化します。・ 顧客は、当社において成立する取引の内容は当社から取引参加者に通知される内容（当社から改めて通知された場合には、当該再通知の内容）のとおりとなることを理解したうえで、取引参加者に対して市場デリバティブ取引を委託することとします。	<ul style="list-style-type: none">・ 当社と取引参加者で認識している約定の状況に齟齬が生じているおそれがある障害が発生し、取引参加者に対して約定成立通知を送信できない状態の場合には、当社から取引の内容を遅滞なくファイル形式で提供します。

III. 実施時期

2021年中を目途に実施します。

以 上